

中野区教育委員会第1回協議会会議録

開催日時 平成20年1月11日(金) 開会10時01分 閉会10時44分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会	委員長	山田 正興
	同	委員長職務代理	高木 明郎
	同	委員	大島 やよい
	同	委員	飛鳥馬 健次 (欠席)
	同	教育長	菅野 泰一

事務局職員	教育委員会事務局次長	竹内 沖司
	教育経営担当課長	小谷松 弘市
	教育改革担当課長	青山 敬一郎
	学校教育担当課長	寺嶋 誠一郎
	指導室長	入野 貴美子
	生涯学習担当参事	村木 誠
	中央図書館長	倉光 美穂子
書記	教育経営分野	松島 和宏
	教育経営分野	渡邊 真理子

傍聴者数 6人

議 事

(報告事項等)

○委員長、委員報告事項

- ・ 12/15 沼袋小学校展覧会について
- ・ 12/15 中野区立中学校PTA連合会バレーボール大会について
- ・ 12/15 第20回中学生意見発表会について
- ・ 12/21 上鷲宮小学校訪問と児童との対話集会について
- ・ 12/23 野方消防少年団クリスマス会及び餅つき大会について
- ・ 1/4 賀詞交歓会について
- ・ 1/4 教育委員会仕事始め式について

○教育長報告事項

- ・平成20年度当初予算編成について
- ・若宮小学校南側民有地における縄文遺跡調査について
- ・12/28 区立学校耐震補強工事説明会について
- ・1/6 中野区少年サッカー連盟中野区教育長杯ニューイヤーサッカー大会について

○事務局報告事項

- 1 川島商店街との共催事業の実施について（中央図書館長）

（協議事項）

- 1 「中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則」の改正について
- 2 平成20年度使用区立中学校特別支援学級用教科用図書（一般図書）の採択の変更について

午前10時01分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。ただいまから教育委員会第1回協議会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、飛鳥馬委員が欠席です。

<委員長、委員報告事項>

山田委員長

それでは、最初に報告事項。

委員長、委員報告からお願いいたします。

では、私から最初にご報告をいたします。

昨年のお話になりますが、12月21日に、教育委員会訪問といたしまして、上鷲宮小学校のほうに学校訪問いたしまして、午後からは子どもたちとの対話集会が開かれました。実は上鷲宮小学校は、もう皆さん方はお忘れになったかもしれませんが、去年度ははしかで学校が閉鎖されたことがあって、実はここにいらっしゃった教員の方が、はしかの予防接種を打ったのですけれども、はしかに罹患してしまいまして、また非常に熱心な先

生だったものですから、学校公開がありまして、間が悪くてその週の土曜日に学校に出てきてしまっていたということで非常に心配された学校ですけれども、その対応がうまくいきまして、学校閉鎖になりましたけれども、二次感染は起こらなかったということで、私もよかったと思います。

こちらの学校での、特に指導の重点の中でお話がありまして、あいさつができる児童を育てること、それから、コミュニケーションということが重点目標になっておりまして、子ども何でも相談日を設けているというような特色がある学校でございます。午前中は3・4時間目の授業を拝見いたしまして、例えばコミュニケーションの関係では、国語科で「読書に親しもう」ということでありまして、道徳では、「同じ空の下で」ということでの授業が展開されておりました。また算数では、学力向上アシスタントの方を配置して、2クラスを三つのクラスに分けて小人数クラスでの算数の授業がございました。

また、一方、校庭におきましては、体力向上に関係したフラッグフットボールが展開されて、6年生でございましたけれども、子どもたちは楽しくそのフラッグフットボールをやっていたのが印象的でした。

午後からは、対話集会の中で、特に2学期制の導入についてということと、今後中野区で展開されるであろう校庭の芝生化について、子どもたちの率直な意見を聞いてきました。2学期制につきましては、子どもたちも今までずっと3学期制になれてきたということもありますし、保護者の方たちも、まだ3学期制ということから2学期制に戸惑いがあったかと思えますけれども、おおむね受け入れができていないかなという印象です。

また、芝生化については、芝生化がされた場合の養生期間について子どもたちも心配をしておりましたけれども、ほかの、中野区で先駆的に行われた2校の紹介をいたしまして、芝生化に伴って事故が減ったとか、芝生化に伴って外遊びが多くなったということの紹介をした経過があります。年末になりましたけれども、非常に元気のいい子どもたちと対話できたことをうれしく思っております。

ことしに入りまして、1月4日は恒例の中野区での賀詞交歓会が開催をされまして、それに出席した後、教育委員会の仕事初め式がありましたので、そちらであいさつをいたしまして、ことしの教育委員会の仕事初めでございます。

私からは以上であります。

高木委員

かなり前になってしまうのですが、12月15日に、まず、沼袋小学校の展覧会を見に行っ

てきました。これは前日、たしか大島委員が見に行かれて、よかったというので、見てみました。沼袋小学校は児童数 150 人の小規模校で、運営もなかなか難しいところなのですが、校長先生以下、教職員の方、それから地域の方のサポートで非常に熱心に取り組んでおられるなど。また、子どもの数が少ないですので、教職員の方や地域の方、保護者の方も作品を展示していて、それが印象的でした。

その後、中野体育館で中学校の P T A 連合会のバレーボール大会がありましたので、1 時間ほどですが、見させていただきました。印象的だったのは、今度統合する六中と十一中が合同チームで出ていて非常によかったのですが、1 回戦で負けてしまって、せっかくの合同チームでちょっと残念だったなという印象です。

その日は、午後 1 時から、明治大学附属中野中学校の講堂で中学生意見発表会というのがありましたので、そこに行ってまいりました。これは、中野地区青少年対策連絡会というところが主催です。教育委員会も後援しております。こちらは、中野区内の国立、区立、私立、全部で 20 校の中学校が一堂に会する珍しいといえますか、貴重な機会です。20 人の中学生、1 年生から 3 年生まで、学校によってそれぞれなのですが、意見発表するということでございます。「マナーについて思うこと」とか、「けがから学んだこと」「ごみのマナー」とか、演題はいろいろなのですが、子どもたちが自由闊達に意見発表できる機会があって非常によかったなど。

ただ、皆さん、生徒会の役員が多くて、発表の中でも、「もっと適任がいるんだけど、僕は生徒会役員なので、先生に指名されてやらされました」みたいな結構おもしろい発表もあって、積極的にやるというのはなかなか難しいのかなという印象です。

私も、12 月 21 日、上鷺宮小学校の訪問をさせていただきました。上鷺宮小は児童数 400 弱ということで、平均よりやや多い感じですかね。委員長が詳細を説明されたので、私のほうからは割愛させていただきます。

あと、12 月 23 日は、私が育成会の会長をやっております野方消防少年団の防火祈願もちつき会及びクリスマス会というのに参加してきました。これは、野方消防署の外郭団体なのですが、子どもたちが消防少年団としていろいろな消防施設を視察に行ったり、あるいは、消防の訓練をやったり。この日は、消防署の職員の方や少年団の指導員の方と一緒におもちをつきまして、まず、老人ホームを訪問して、おもちをお配りしました。年末で、身寄りがない方もいまして、結構涙ぐむおじいちゃん、おばあちゃんが出て、ことしは消防署の職員の方ももらい泣きをしてしまったということでした。

12時ぐらいから、そのついたおもちを自分たちで食べて楽しむということで、毎月1回活動をやっているのですが、団員がなかなか集まらなかったり、小学校の3年生から入れるのですけれども、高学年になってしまうと忙しくなってやめてしまったりということでもなかなか厳しいのですが、団長さんが一生懸命やって、毎年続いていて、なかなかいい取り組みだなと思っております。

年が明けまして、4日、私も賀詞交歓会と仕事初めに出席させていただきました。

以上でございます。

大島委員

私も、12月21日は、上鷲宮小学校をご一緒に訪問いたしました。印象としては、児童の皆さんは落ちついていて、授業を受ける態度もとても熱心で、集中して取り組んでいるという印象がありまして、教育的によく行き届いている学校だなという感じを持っております。詳細は割愛させていただきます。

それから、教育委員会とは直接は関係ないかもしれませんが、鷲宮に「愛児の家」という児童養護施設がありまして、私は、苦情などがあつた場合には中に入って判断するという立場の第三者委員をやっているものですから、それで年末に理事の先生が私のところへあいさつがてら、その年のご報告をしに見えられまして、いろいろお話を聞いたのです。児童養護施設ですから、親御さんの保護を受けられないいろいろな状況の子どもたちを幼児から高校生まで預かっているわけですが、とても愛情を込めて丁寧に養育をしてくださっているという、前からそういう印象を持っている施設なのです。そこで、児童の方の苦情のようなものを、目安箱ではないですけれども、そういうところに手紙を入れるようになっていて、それを見て職員の方が対応するというようなことなのですけれども、入っている子どもたち同士の小さいいざこざみたいなものがあって、「あの子と同室なのは嫌だから部屋をかえてくれ」とか、そんなようなことがあるようで、それについてもなるべく子どもさんの意見を尊重してやっているということなのです。例えば、親がアル中で、お正月も家に帰りたくないとか、帰れないとか、いろいろな状況の子どもさんがいるようで、どの子も幸せになってもらいたいなという率直な感想を持った次第です。

あとは、新年になりましてから、今お話にありました1月4日に賀詞交歓会と仕事初めに私も出席いたしました。

以上です。

<教育長報告>

教育長

私からは、まず、20年度予算の編成につきまして報告させていただきます。

20年度予算ですけれども、区長査定が年末からというか、12月の中旬あたりからずっと年始まで続いておりまして、ようやく終了いたしました。原案についてはほぼ固まったという状況であります。これからさらに調整が幾つかございまして、最終調整を行いつつ、原案を2月8日にはプレス発表いたします。2月15日から第1回定例会が始まりまして、そこで審議されます。

内容については、まだこういった場でお話しできる段階ではございませんけれども、教育委員会からもさまざまな要望が出ておりますというか、出しました内容については一定程度は反映されているということでございます。

それから、区長査定のやり方は、昔は、例えば財政担当と区長というような感じでやっていたのですけれども、いわゆる事業部制になってからは、部が入って、各部の部長・課長が入って一緒にやるというスタイルになりまして、そういう面では、かなりさま変わりしているというような査定でございます。

それから、12月28日、最後の日、御用納めの日ですが、臨時校長会議を行いました。これは、主に体育館ですが、体育館の耐震補強工事を来年一斉にやる。対象になりますのは15校ですけれども、一斉にやるということになりました。そのことに伴いまして、具体的に一定期間体育館が使えなくなるわけですから、どのように対応するかにつきまして、関係校長を集めて、こちらの説明を行いまして、さらに校長からのご意見をいただき、今後の対応について協議したということでもあります。

具体的には、多分来年の12月、1月、2月ぐらいがほとんどの対象校では体育館が使えなくなるというような状況になると思いますので、その場合にどうするか。なるべく行事をずらすとか、あるいはどうしてもという場合には近隣の学校の体育館を使うとか、さまざま工夫して、調整をいたします。

それから、1月6日ですけれども、少年サッカー連盟の教育長杯ニューイヤー大会というのがありまして、これは妙正寺川運動場だったのですけれども、これが第1回目だということで、しかも、教育長杯というので教育長のカップにするというようなことでもありました。これは、いわゆる少年サッカー連盟、中野区には14チームあるのですけれども、その中で、トレセンといいまして、少し上手な子というのですか、そういう子を選んでチームをつくっています。そういったチームが各区のサッカー連盟の中にございまし

て、そういった選抜によります大会です。中野でA・Bつくりまして、それから荒川、杉並、東村山市、新座市の六つでやったのですけれども、結果としては中野が5・6位で、優勝は東村山市。どうも余り芳しくなかったのですけれども、いずれにいたしましても、そのようなことで第1回大会が開かれました。

それから、昨年 of 年末ですけれども、若宮小学校の南側に民有地があるのですが、そこで縄文時代の遺跡が出たということで、生涯学習担当参事と私でちょっと見に行ってみました。これは非常に珍しいものだそうです。縄文時代の遺跡なのですけれども、住居跡ではなくて、いわゆる土器をつくった、土器製造所ではないかというような、初めてなものが出たというような非常に珍しいものだそうです。ただ、民有地でもありますし、また埋め戻さなければならないということもありまして、余り長い間の公開ではなかったのですけれども、地域に公開したり、あと、若宮小学校の児童が見学に来ておりまして、児童がそれを見て、説明を受けながら実際の勉強になったということは、よい機会ではなかったかと思っております。

以上です。

<事務局報告事項>

山田委員長

続きまして、事務局からの報告に移ります。

「川島商店街との共催事業の実施について」、中央図書館長から報告をお願いいたします。

中央図書館長

それでは、ご報告させていただきます。

川島商店街と図書館との共催事業の実施でございます。本事業につきましては、昨年の3月、川島商店街からの呼びかけにより、初めて、川島商店街が主体となり図書館が協力した形で「子ども読書のすすめ」を実施いたしました。この際には、地域のボランティア団体によるお話し会、それから書店組合のご協力による書籍の販売、並びに、子どもさん向けのブックリストの展示及び配布等々の事業を行いまして、お話し会は、各会ごとに15名から20名程度、全体で80名程度の親子の方のご参加があったという実績がございます。

今年度は、この事業をさらに発展させる形で、地域ぐるみの子どもの読書活動推進計画の一環といたしまして、「親子への読書のすすめ」事業として実施をいたします。実施に当たりましては、地域のボランティア団体のご協力を含めた形で実施をさせていただきます。

実施の日程でございますが、1月31日木曜日から2月3日日曜日までの4日間を予定

しております。会場は、昨年度と同様に、川島商店街内の空き店舗を活用した地域活性化施設、コスモステーションカワシマ「げんき村」の1階をお借りする予定でございます。

事業の内容といたしましては、昨年度実施したもののほかに、新たに③、④、⑤の事業を追加してございます。まず、特設展示。「商店街からたどる“なかの”の足跡」ということですが、これは、中央図書館で今年度展示をしたものを、ミニ版として、商店街に出て行って展示を行うというものでございます。

続きまして、図書館ホームページ体験と図書館活用案内でございます。これにつきましては、図書館のホームページにアクセスできるようなインターネットの回線を川島商店街のほうのご厚意でご用意していただきまして、図書館の職員がホームページからの予約・利用案内等のご説明を行い、体験をしていただくというものでございます。

また、今年度は新たに、コスモステーションカワシマの中で図書館の利用者登録をできる形を考えておまして、その際に展示された図書館の図書ご希望があれば貸し出し、あるいはその場がないものについての予約・リクエストの受付まで行いたいと思っております。

最後に、この事業の広報につきましては、「ないせす」及び「図書館だより」を初めといたしまして、図書館ホームページはもちろん、川島商店街さんのご協力により、事業案内のチラシを作成いたしまして、図書館及び川島商店街の配布チラシとして地域に折り込み、さらには、近隣の小学校・保育園・幼稚園等を通じた配布を予定してございます。

簡単でございますが、以上、ご報告申し上げます。

山田委員長

ご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。

大島委員

去年の川島商店街との事業では、感想でもいいですけれども、どんなふうな反応といたしますか、効果があったというふうにお感じになっているか、ちょっと伺いたい。

中央図書館長

まず、地域の親子連れの方が商店街にお買い物に見えた際にお見えになるとか、あるいは、学校でそのことを知ったお子さんが保護者の方と一緒にいらっしゃるという、新たな利用者層の開拓につながったかと思っております。

もう1点が、近隣の商店の方々がある場で子どもに本を読み聞かせしたりする光景が見られまして、逆に、周りの大人の方々にとっても、子ども読書の重要性の意義について知っ

ていただく機会になったかと、このように考えてございます。

山田委員長

私のほうからですけれども、図書館のほうで、子ども読書活動推進計画というのがあって、私のところも含めて、地域の医療機関などに絵本などを配っていただいて、待合室に置いてもらったり。私のところでも置かせていただいていますけれども、最近は、よく、絵本を読み聞かせていて、診療は終わったのですけれども、「まだ読み終わらないので、しばらく待合室にいさせてください」という親御さんもおりまして、そういった意味では、地域に根づいた事業を展開されているかなと思いますので、また今後もご支援いただければと思います。医療機関の先生方、特に小児科、耳鼻科の先生方には非常に好評ですので、大変でしょうけれども続けていただくようお願いいたします。

そのほかにごございますか。よろしいでしょうか。

すばらしい企画ですので、ぜひ広報などを通じてたくさんの方に来ていただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。

そのほかにも報告事項はございますか。よろしいですか。

<協議事項>

山田委員長

それでは、協議事項に移ります。

『中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則』の改正について」でございますけれども、指導室長、よろしく申し上げます。

指導室長

それでは、「『中野区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務時間等に係る事務の委任に関する規則』の改正について」、ご説明申し上げます。

まず、資料の1に書かれておりますとおり、本規則の位置づけでございますけれども、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第55条第1項の規定に基づき定められております「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」によりまして、東京都教育委員会の権限に属する事務の一部を中野区教育委員会が処理することができるように定められてございます。この条文に関しましては、枠で囲った中に引用させていただいております。

また、東京都の教育委員会の「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」や「都立学校等に勤務する講師に関する規則」により地教委が処理を行う項目を定めているとこ

ろでございます。

これらの項目につきまして、内容の実態に応じまして、中野区教育委員会がさらに教育長に委任している規則が本規則という形になります。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」から「東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例」とありまして、中野区教育委員会の教育長に委任されている規則が本規則という形になっております。

本規則につきましては、今回、2番目に書いてありますように、改正を行う必要がございます。

1点目につきましては、東京都教育委員会におきまして、小・中学校教員に係ります学校職員の勤務条例で定めております休息時間が廃止となる旨の改正がございました。本規則内でも、第3条第2号において休息時間の引用箇所がございますので、改正削除する必要が出てきたということでございます。

他の条文の内容につきましても、あわせて精査して改正することとするということが今回の提案でございます。

改正案につきましては、2枚目、3枚目のところとじてございます。

具体的に規則改正の主なポイントでございます。休息時間の廃止という部分でございますが、休息・休憩時間につきましては、職員の休憩・リフレッシュを目的に、国においては昭和24年、都においては昭和26年に制度化されたものでございます。休憩時間は、勤務時間から全く開放される職員の自由な時間として労働基準法にも定めのある制度でもございます。

これに対しまして、休息時間は、公務能率の向上の観点から、勤務時間中に付与される有給の手休めの時間でございまして、労基法には定めのない公務員独自の制度でございませぬ。平成18年7月に民間との均衡を図ることを目的として、国が見直しを行ったことを契機に各地方自治体が見直しを行い、東京都もこのたび見直しを検討いたしまして、平成19年6月に労使の合意に至りまして、本年度の第4回定例都議会で改正し、廃止が決まったものでございます。それを受けまして、今回、都の職員に関しましては休息時間が廃止になりましたので、それを受けまして規則の改正をいたしました。

具体的には、先ほどの新旧対照表の1枚目の裏面で色濃く改正のところで書かれておりますように、現行の第3条の第2項のうちの「休息時間の付与」というところの「休息時間」というものを削除するという部分でございます。

さらに、その他としまして、先ほどお話をしました「他の条文の内容についても精査し、

あわせて改正する」ということですが、本規則は平成12年の地教行法の第59条の改正に伴いまして、都・区間の事務移管の際に、都教委の準則に基づきまして内容を精査して全部改正を行い、現行の内容となっております。その後、引用法令の改正等がございましたので、改正の必要があったものについて、改正されていないまま現在に至っている部分をあわせて今回改正をお願いしたいということで、具体的には新旧対照表の細線で書いてあるような部分をすべて今回改正させていただくということで、規則改正の主な内容の(2)に挙げさせていただいておるところでございます。

以上でございます。よろしくご協議のほどをお願いしたいと思います。

山田委員長

ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

大島委員

休息时间というのが、イメージ的にぴんとこないのですけれども、それをちょっと伺うのですが、今まで改正前の状態ですと、休憩時間というのは、例えば昼休みの時間ということなのかなという想像なのですが、休息时间というのは何なのか。実際にはどんなふうにとられていたのか、とられていなかったのか、今までの実態をちょっと教えていただけますか。

指導室長

特に都の職員は、授業を持っている教員が多うございますので、実は休憩時間もなかなかとりにくい部分でございます。今の実態としては、本当は各学校の校長が勤務時間の割り振りをできるようになっておりまして、ほぼ同じようにとっております。休憩時間は4時から4時45分ぐらい、授業に関係のないところで休憩をとるような形にしております。といいますのは、教員の場合は給食時間中も休憩にはできませんので、給食指導がございました教員が多うございますので、そういう形になっております。

休息につきましては、15分・15分という形で、具体的にいいますと、中休みと昼休みを当てるような割り振りをしている学校が多うございます。実際問題としては、なかなかとれていないという実態は、教員の場合はございます。ただ、事務職員とか栄養士も都職でございますので、そちらのほうに関しては休憩時間は、事務職員などはお昼にとれるような設定はしてございます。

高木委員

今回の改正ですが、条例の第3条の最後のところで、「教育長に委任する」とありますの

で、このところを各号から除くことによって、自動的に、今おっしゃった実態がなくなるという理解でよろしいのでしょうか。

指導室長

そういう形になっております。実は都職でございますので、都のほうが既に休息時間をなくしてしまうということにおいては、自動的に、その段階でなくなっていることはなくなっているのですが、法的にはその形になります。教育長のほうから学校長へ委任するというふうに。また、そういうふうになっておりますので、学校長が割り振りをしているのですが、今回、休憩時間のみがなくなるということです。

山田委員長

これは単純な疑問なのですが、区立学校職員ということですから、ほかの公務員に関しては休息時間は今までどおりあるということでもいいのですよね。そこに関しては。

教育経営担当課長

学校職員以外の区の職員ですね。これにつきましては、「中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」がございまして、その中に「休息時間」ということで、勤務時間4時間について15分の休息時間ということで規定はございます。

山田委員長

実際にそれを運用されているのですか。

教育経営担当課長

はい。

山田委員長

主税局の都税事務所に行きますと、3時から15分間は休息だということで、リフレッシュタイムというのを設けていますので、多分それに当たるのかなと思ったのですが、

都の職員はそういうものを定めら、それできちんとそれを実施している。

ですから、今回のことについては、区立学校職員、要するに学校職員に関して勤務時間の休息がなくなるということですね。

指導室長

東京都は、都の職員は一斉になくなりますので、都税事務所ですと今度なくなるのです。

山田委員長

なくなるのですか。

指導室長

残りますのは、区の職員だけです。学校でいいます区の校務主事たちはこれに該当いたしませんので、区の職員はそのまま休息がございました。

山田委員長

ありがとうございました。

では、ただいま協議した内容を踏まえて、1月25日の定例会で議案として改めて審議をさせていただきます。事務局のほうは準備をお願いいたします。

協議事項の2「平成20年度使用区立中学校特別支援学級用教科用図書の採択の変更について」、指導室長、お願いします。

指導室長

平成20年度使用の区立中学校の特別支援学級用の教科用図書の採択は、過日お願いをして採択していただいたところがございますが、このたび、このプリントの2にございますように、保健体育の107条本、いわゆる107条に規定されている教科用図書でございますが、供給不能ということで、文科省から都を通じて通知がございましたので、これにかわる教科用図書として、1に書かれております「みんなが元気になるはじめての食育5」というものを改めて採択していただく必要が出てまいりました。それで、今回、このような提案をさせていただくところがございます。よろしくをお願いいたします。

山田委員長

ご質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

大島委員

今度新しく使用するというこの本を選んだ理由というのをお聞かせ願いたいのと、この実物というのを見ることはできるのでしょうか。

指導室長

済みません。今回、用意はしてございませんけれども、前回のように、これは市販されている図書ですので、図書館のほうからお借りするという形でそろえたいというふうに思います。

それから、理由としましては、実は二つの中学校の特別支援学級が2の教科用図書を採択してございましたけれども、一つの学校につきましては、今までほかの学校が採択しているものを使うということで、類似のものを使うという形をとっております。

もう一つの学校につきましては、実は、歯医者さんということと食育という形でちょっ

と違うようでございますけれども、中身としては基本的には、この学校は肢体不自由の学級でございますので、どちらかという丈夫な体をつくるということで、保健体育のほうにウエートを置いていくというような意図をもってこちらに採択がえをしたいという話でございました。

山田委員長

毎年、特別支援学級用の図書というのはこういうことが時々ありますね。供給が不能になったということが大きな一つの理由なのではないかなと。その子に合った教科用図書が選ばれていると思うのですけれども、そういった図書の貸し借りというようなことは現場では行われているのでしょうか。例えば、その児童・生徒が転出されるということで、その図書を使わなくなった場合、ほかのところに供給するとか、そういったフレキシブルなやり方は現場ではやられているのかどうか。

指導室長

実際は教科書と同じ扱いですので、その子に与えられるものですので。転出するからといいまして、通常の学級のお子さんが教科書を置いていくということがないのと同じで、それはその子にという形になっております。ただ、同じような図書は学校図書館にもある場合がございますので、それはそれでいろいろな使い方をしているようでございます。

山田委員長

そのほかにご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか。

この件につきましても、定例会で議案として改めて審議したいと思っておりますので、準備のほう、よろしく願いいたします。

以上で、本日予定しました議事は終了いたしました。

ここで傍聴の皆さんに1月の教育委員会の予定をお知らせいたします。来週の1月18日は、桃園小学校の学校訪問と校長先生との意見交換会のため、教育委員会の会議はありません。また、その翌週になりますが、1月25日の教育委員会は、場所を変更して東部地域センターで地域での教育委員会を開会いたします。会場が変わりますので、お間違えのないようお願いいたします。開会時刻は、いつもどおり、午前10時を予定しています。

以上、これをもちまして、本日の教育委員会第1回協議会を閉じます。

午前10時44分閉会